

第8 自動火災報知設備に関する設置基準

1 用語の定義

- (1) 警戒区域とは、火災が発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位をいう。
- (2) アドレス感知器とは、固有の信号を発する感知器をいう。
- (3) アドレス中継器とは、感知器に固有の信号を付加するための中継器をいう。
- (4) 一系統とは、1 伝送線に接続される感知器又は中継器の受け持つ警戒範囲をいう。
- (5) 感知区域とは、壁又は取付け面から0.4 m（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合であつては、0.6 m）以上突き出したはり等によって区画された部分をいう。
- (6) 蓄積付加装置とは、受信機が検出した火災信号を蓄積することにより非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。
- (7) 移報用装置とは、自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。

2 感知器

(1) 感知器の選択基準

自動火災報知設備における感知器は、省令第24条第4号、第5号及び第6号の規定によるほか、その運用に当たっては、次により設置場所の環境状態に適用する感知器を設置すること。

(ア) 多信号感知器以外の感知器

多信号感知器以外の感知器を設置する場合には、消防予第35号（平成6年2月15日）の別表第1及び第2により決定すること。

(イ) 多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、当該感知器の有する性能（種類、感度種別、公称作動湿度、蓄積、非蓄積型の別等）のすべてが前（ア）の設置基準に適用する感知器を設置すること。

(2) 選択基準の運用

(ア) 消防予第35号（平成6年2月15日）の別表第1及び第2に示す設置場所については、環境状態が類似する場所であれば、具体例以外の場所であっても本基準を適用して差し支えないものであること。

(イ) 既に設置されている感知器で非火災報が多く発生する感知器又は失報のおそれのある感知器については、本基準に準じて感知器を取り替えること。なお、交換する場合は、その内容を防火対象物の維持台帳に記載すること。

(例) キャバレー、スナック、パチンコ、マージャン室で天井高さが2.5 m以下又は、室床面積50 m²以下の客席部分。（煙感知器から熱感知器へ変更可能）

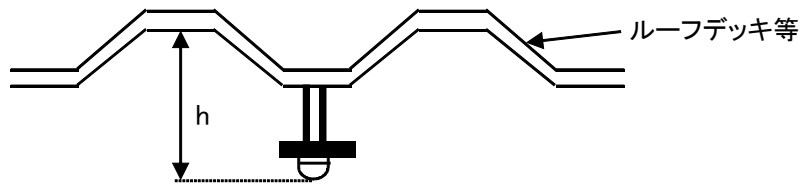
(例) 共同住宅で長さ10m、幅3m未満の中廊下部分(耐火構造で梁、垂れ壁等天井面より40cm未満に限る。)で火気使用設備等が設置されていない部分。
なお、パイプスペース内にガス用品、液化ガス燃焼器具等の基準により安全性が確認されたもの(壁組込設置式ガス機器は、防火性能評定品として検査合格したもの)で、ガス機器の前面を鋼製の扉で覆ったものを設置する場合は、この限りでない。(雨、風の影響により失報のおそれがある場合に煙感知器から防水型熱感知器へ変更)

- (ウ) 駐車場及び洗面室については差動スポット型2種(防水)を指導すること。
- (エ) クローゼット(布団、毛布等を収納しない場合に限る)は差動スポット型を指導すること。
- (オ) 仏壇においては、線香の煙により感知器(差動式スポット型)のリーク孔につまりを生じる為、隣接する感知器で有効に感知できるよう設置すること。
- (カ) 省令第23条の第4項第2号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものにあつては、有効に感知できる部分に限り政令32条の特例の規定を適用し、第8-1表又は第8-2表に定める感知器を設置することができるものであること。
- (キ) 前(ア)により廊下、通路等(幅員3m未満のものに限る。)に、熱感知器を設置する場合は次によること。
 - a 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上の突出したはり等がない場合は、建築構造と感知器種別に応じ第8-3表に示す歩行距離以内ごとに1個以上の感知器を設置するものであること。
 - b 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上1m未満の突出したはり等により小区画が連続する場合は、建築構造と感知器種別に応じ第8-4表に示す面積以内で隣接する感知区域を一の感知区域とすることができるものであること。
- (ク) 感知器の取付け面の高さは、次の式により計算し、適応する感知器を設けること。

ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあつてはこの限りでない。

$$\text{取付け面の高さ} = \frac{\text{取付け面の最頂部} + \text{取付け面の最低部}}{2}$$

- (ケ) 感知器の取付け面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器下端までとすること。(第8-1図参照)

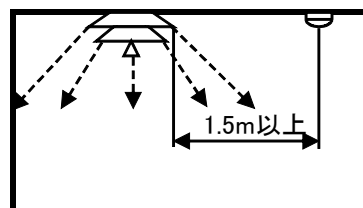


第8-1 図

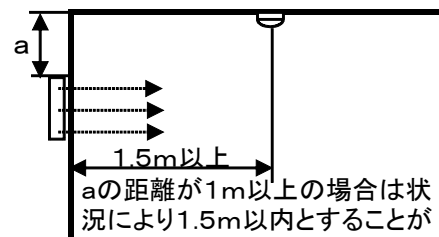
(コ) 換気口等の付近については(差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。)、次により設けること。ただし、吹出し方向が固定されている場所で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

(a) 換気口等の空気噴出し口が天井面に設けられている場合は、吹出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること。(第8-2図参照)

(b) 換気口等の空気吹出し口が、天井面から1m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること。ただし、吹出し口が天井面から1m以上離れた壁体に設けられている場合は1.5m以内とすることができる。(第8-3図)



第8-2 図

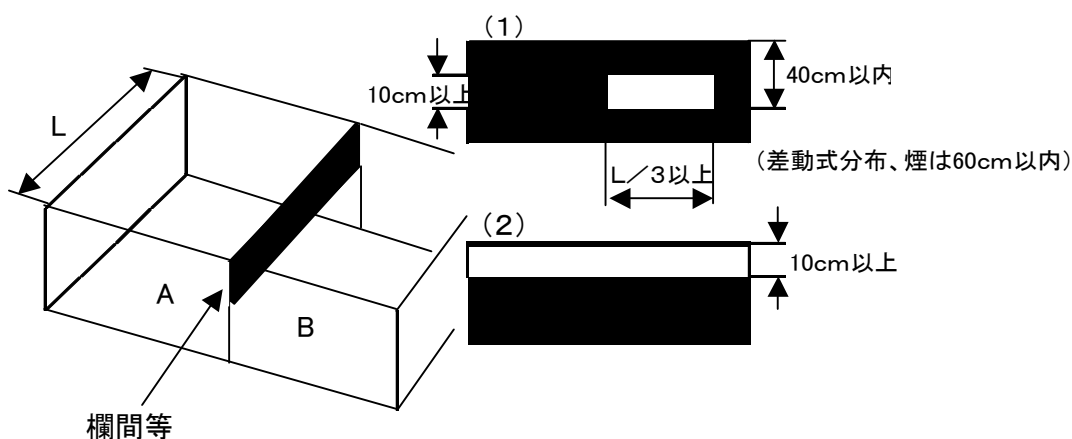


第8-3 図

(3) 感知区域

ア 煙感知器の感知区域を構成する間仕切壁、はり等(以下「間仕切等」という。)の上方(取付面の下方0.6m未満)の部分に空気の流通する有効な開口部(取付面の下方0.2m以上×1.8m以上の間隙)を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。又、間仕切等の上部に開口部(0.3m以上×0.2m以上)を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。

イ 欄間等は次のいずれかに適合する場合は、同一感知区域とすることができる。



ウ 棚等がある場合の感知器の要否

取付面（天井）から下方に60cm以上1m未満の部分に短辺が3m以上で長辺が5m以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知警戒する。

エ 省令第23条第4項から第6項に定める感知器種別ごとに使用場所に適用した感知器を設けるほか、次によること。

(ア) 1m未満のはり等により、小区画が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、第8-5表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とみなすことができる。

第8-5表

使用場所の構造	感知器の種類 取付面の高さ	差動式分布型		差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		煙感知器		
		1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
		1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
耐火	4m未満			20m ²	15m ²	15m ²	13m ²	60m ²	60m ²	20m ²
	4~8m	25m ²	20m ²							
	8~15m							40m ²	40m ²	
	15~20m									
非耐火	4m未満			15m ²	10m ²	10m ²	8m ²	60m ²	60m ²	20m ²
	4~8m	20m ²	20m ²							
	8~15m							40m ²	40m ²	
	15~20m									

(イ) 細長い居室等の場合

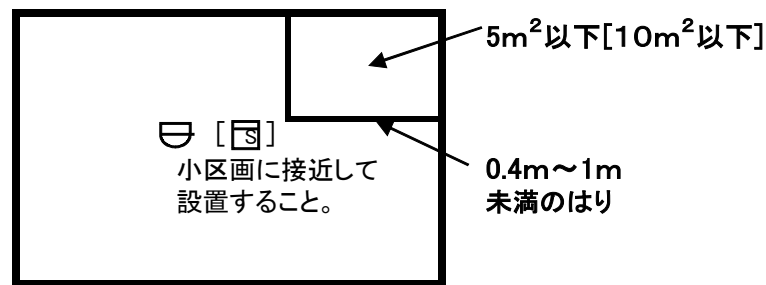
短辺が3m未満の細長い居室等の場合は、歩行距離が第8-6表で示す数値以内ごとに1個以上設置することができる。

第8-6表

感知器の種別 建物構造	差動式スポット型		定温式スポット型		煙 感 知 器
	1種	2種	特種	1種	
耐 火	1.5 m	1.3 m	1.3 m	1.0 m	廊下、通路に準じて設けること。
準 耐 火	1.0 m	0.8 m	0.8 m	0.6 m	

(ウ) 一の小区画が隣接している場合

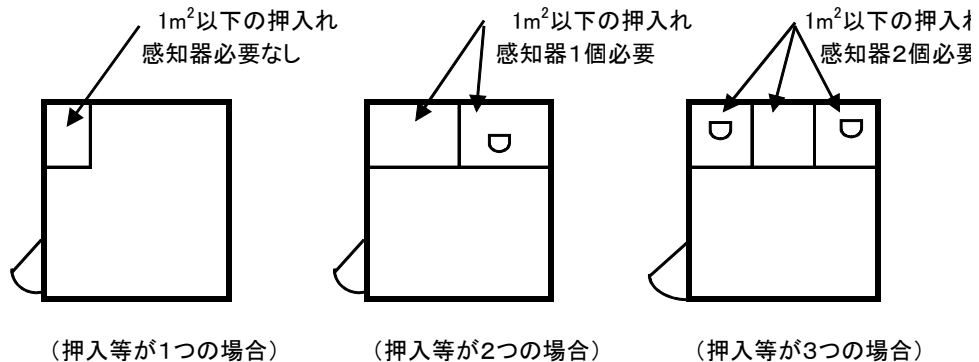
はり等の深さが0.6 m以上（差動式スポット型、定温式スポット型にあつては、0.4 m以上）1 m未満で区画された5 m²以下（煙感知器にあつては、10 m²以下の小区画が一つ隣接する場合は、当該部分を含めて同一警戒区域とすることができる。（第8-4図参照）



第8-4図

(エ) 押入又は3.3 m²以下の物置（以下「押入等」という。）の感知区域については、次によること。

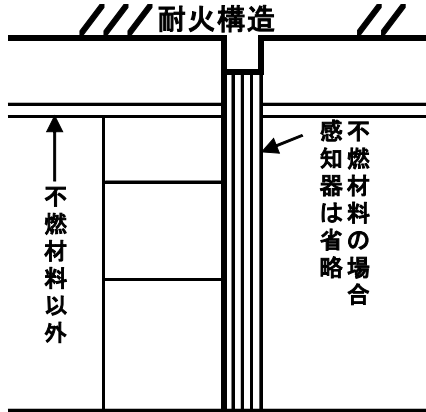
- (a) 押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。
- (b) 1 m²以上の押入等は、感知器を設置すること。なお、連続した押入等がある場合は、押入等の面積が合計2 m²以下ごとに1個以上（布団等を入れる押入を優先する。）設けること。（第8-5図参照）



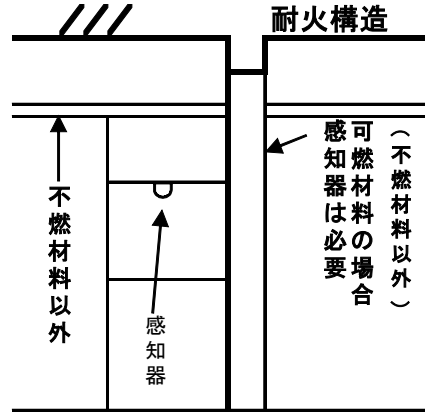
第8-5図

(c) 感知器は、原則として押入等の上部に1個以上を設けること。ただし、当該押

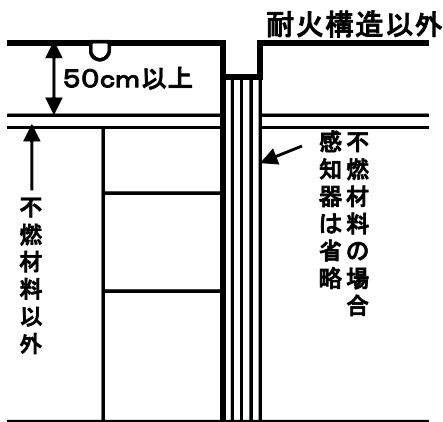
入等から出火した場合でも隣室等へ延焼のおそれがない構造又は上部の天井裏に感知器を設けてある場合は、この限りでない。(第8-6図から8-15図参照)



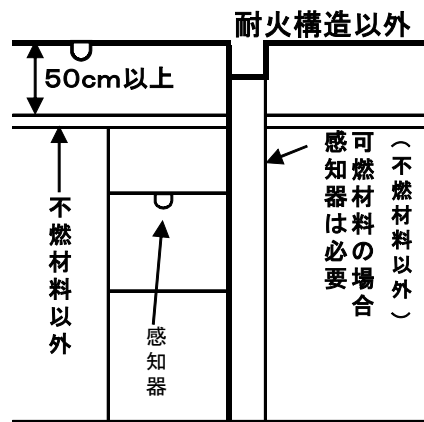
天井裏に感知器がない場合
第8-6図



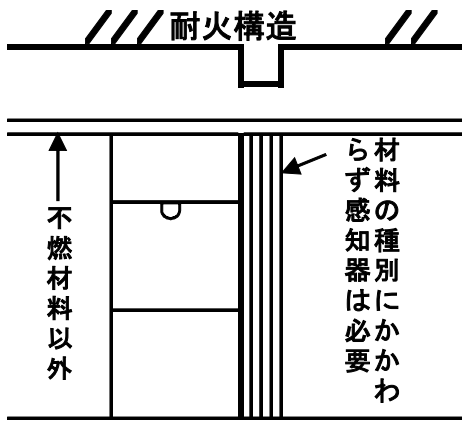
天井裏に感知器がない場合
第8-7図



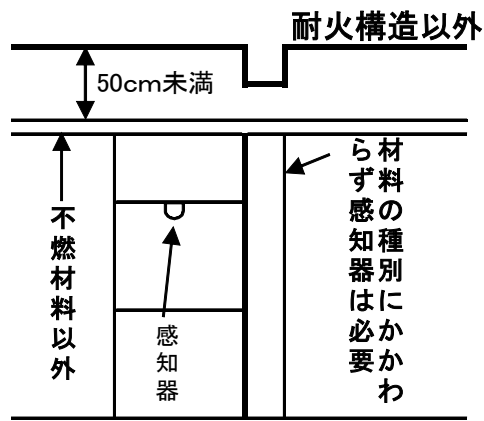
天井裏に感知器がある場合
第8-8図



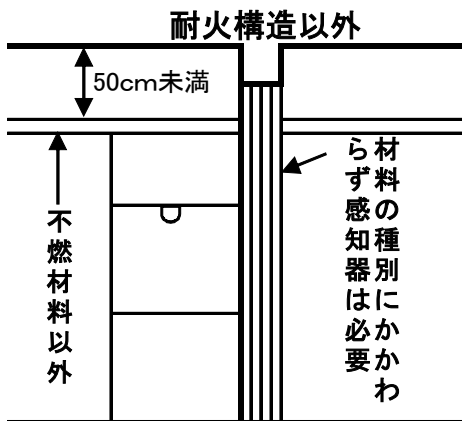
天井裏に感知器がある場合
第8-9図



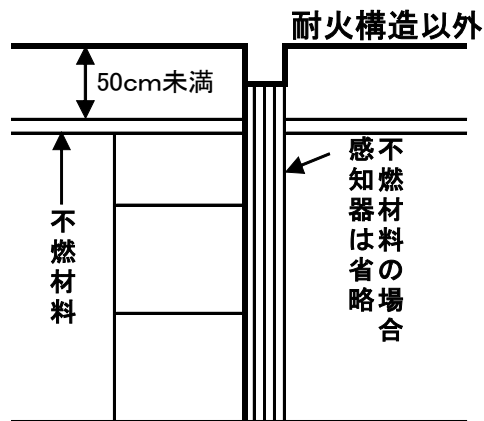
天井裏に感知器がない場合
第8-10 図



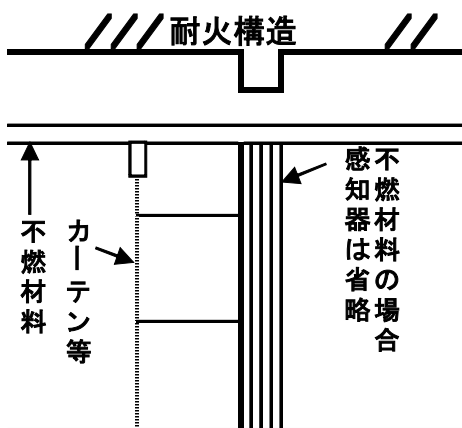
天井裏に感知器がない場合
第8-11 図



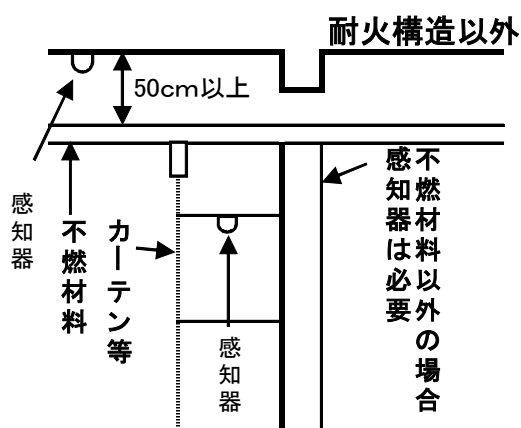
天井裏に感知器がない場合
第8-12 図



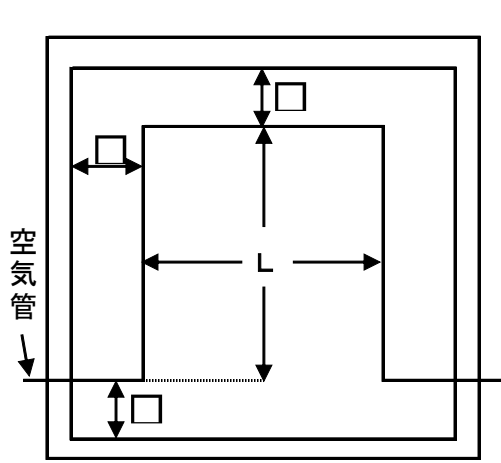
天井裏に感知器がない場合
第8-13 図



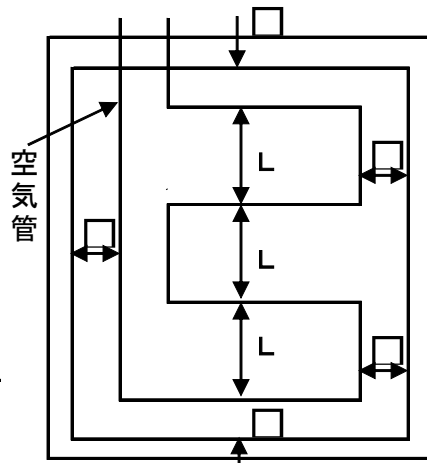
天井裏に感知器がない場合
第8-14 図



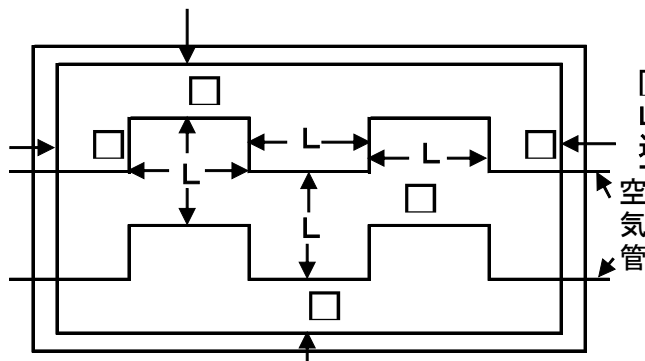
天井裏に感知器がある場合
第8-15 図



□ = 1.5m以下
 L = 6m以下 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては9m以下)
 第8-10図 一辺省略の例

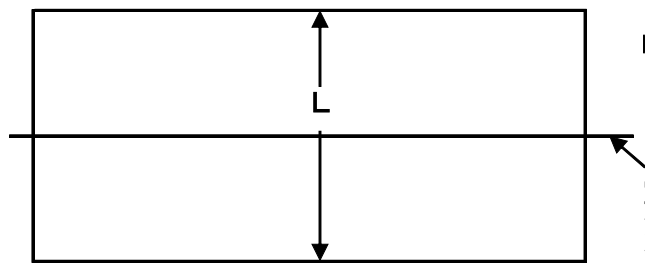


□ = 1.5m以下
 L = 5m以下 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては6m以下)
 第8-11図 一辺省略の例



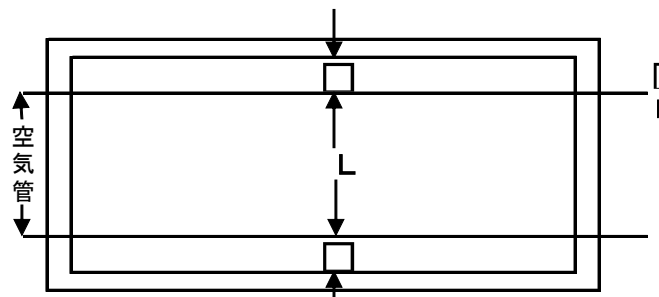
□ = 1.5m以下
 L = 2m以下 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては3m以下)

第8-12図 一辺省略の例



L = 6m以下 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては9m以下)

第8-13図 二辺省略の例



□ = 1.5m以下
 L = 5m以下 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては6m以下)

第8-14図 二辺省略の例

(オ) 火災の感知を妨げる障害物がないこと。

(カ) スポット型の感知器は、一の感知区域で極端に偏在しないように設けること。ただし、天井高さ 4 m 未満の水平面に取付ける場合で、取付面のどの部分からも第 8-7 表の距離以内となる場合は、この限りでない。

第 8-7 表

感知器種別 建築物 構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		
	1 種	2 種	特殊	1 種	2 種
耐火	9 m	8 m	8 m	7 m	4 m
非耐火	6 m	6 m	6 m	5 m	4 m

(4) 感知器を設置しないことができる部分

次に掲げる場所は、感知器を設けないことができる。

ア 施工令・施工規則によるもの

(ア) 主要構造部を耐火構造とした建築物の天井裏の部分

(イ) 政令別表第 1 の防火対象物又はその部分（施行規則第 23 条第 2 項で定めるものを除く。）にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備（いずれも表示温度が 75℃以下で作動時間が 60 秒以内のスプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を、それぞれの技術基準に従って設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分

(ウ) 上屋その他外部の気流が流通する場所で、感知器によっては当該場所における火災の発生を有効に感知することができないもの

(例 1) 軒先からの距離が 5 m 未満の部分で次の (a) から (c) に該当する場所

(a) 梁、垂れ壁等の下がりは、60 cm 未満であること。

(b) 3 辺以上が開放されていること。

(c) 耐火構造で指定可燃物等が集積する部分でないこと。

(例 2) 耐火構造で完全に開放されている廊下及び階段部分。なお、可燃物等が存置されていないこと。開放型の渡り廊下においても同様とする。

(エ) 天井裏で天井と上階の床との間の距離が 0.5 m 未満の場所

イ 令第 32 条によるもの

(ア) 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火源となる設備や物資がなく、出火のおそれが著しく少なく、延焼のおそれがないと認められるもので、かつ、次の a から e までに掲げるもの

a 便所、浴室（なお、不特定多数の者が出入する場合はこの限りでない。）

b 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの

- c 抄紙工場、清涼飲料等の工場で、洗びん、充てん場部分
 - d 屋内プールの水槽部分、プールサイド部分（売店等の付属施設を除く。）及び屋内アイススケート場のスケートリンク（滑走部分に限る。）の上部の部分
 - e 不燃材の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わない部分
- (イ) 次の a から h のいずれかに該当する場所
- a 掃除用具入れ、ボトル棚、ショーウインド、押入れ等
(奥行き 60 cm 以下又は 1 m² 未満のものに限る)
 - b パイプシャフトの堅穴区画内（階ごとにスラブを打ち、パイプ等の貫通部をモルタル等の不燃材料で確実に埋め戻しされているものに限る。ただし、シャフトの開口部（点検口）は不燃材とする。）
 - c 脱衣、洗面室（コンセント、洗濯機等の電気器具、設備が設置されておらず、かつ、内装制限されているものに限る。）
 - d 金庫室（貸金庫、ロッカールーム等は含まない。）で出入り口に甲種防火戸又はこれと同等以上のものを設け、配線等が困難なところ
 - e 冷凍、冷蔵室、恒温室（自動温度調整装置が常時人のいる場所（自火報受信機設置場所等）に設けられているもの）
 - f 低温室（蘇生室）（他の部分と不燃材料で区画された部分に限る。）
 - g 耐火構造にした建築物又は準耐火建築物（建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物）の天井裏、小屋裏で不燃材料の壁、天井及び床で区画された部分
 - h その他自消丙予発第 59 号（昭和 38 年 9 月 30 日）の通知によるもの

(5) 機 器

- ア 検定品であること。
- イ 塵埃、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等の適当な防護措置を施したものを設けること。

(6) 設置方法

ア 差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付け面の高い場所等）に設けるものにあつては、感知器の試験器を設けること。
この場合、感知器と試験器の間の空気管は、感知器に感知器に表示された指定長以内
にすること。

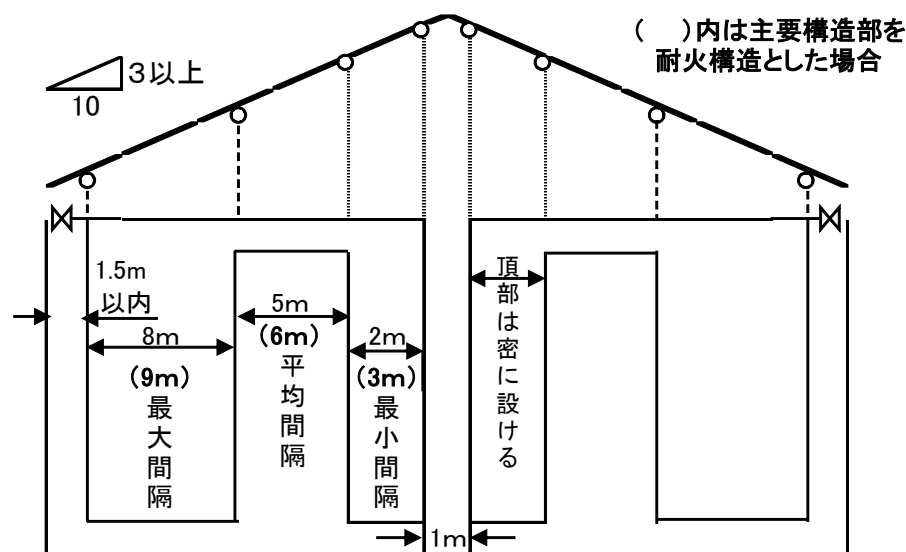
イ 差動式分布型（空気管式）感知器

- (ア) 空気管を布設する場合で、メッセンジャーワイヤーを使用する場合（空気管とメッセンジャーワイヤーのより合わせ及びセルフサポートによる場合を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

- (イ) 10 分の 3 以上の傾斜をもつ天井に布設する場合、その頂上部に空気管を取付け、かつ、当該天井面の上方にあつては 2 m（主要構造部が耐火構造とした建築物にあ

っては3 m)、下方にあつては8 m (主要構造部が耐火構造とした建築物にあつては9 m) を超えない範囲で設け、平均設置間隔は5 m (主要構造部が耐火構造とした建築物にあつては6 m) 以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に布設するときの間隔(一辺省略の例)である。(第8-16図参照)

なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設けること。また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。



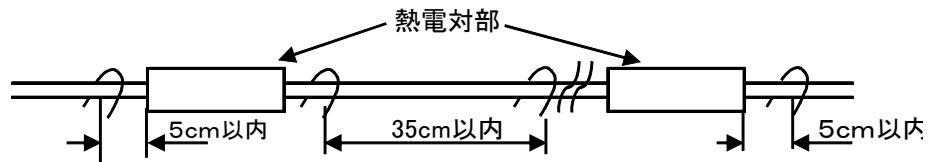
第8-16図

- (ウ) 相対する感熱部の相互間隔は、6 m (主要構造部が耐火構造とした建築物にあつては9 m) 以下とすること。ただし、第8-17図から第8-21図までに示すように設けた場合はこれによらないことができる。
- (エ) 空気管の露出部分は、小部屋等で空気管の露出長が20 mに満たない場合は、二重巻き又はコイル巻きとすることができる。
- (オ) 深さ0.3 m以上0.6 m未満のはり等で区切られた小区画が連続してある場合は、はり間隔2 m以下の区画にあつては各区画に長辺に平行して1本以上の空気管を設けること。ただし、はり間隔1.5 m以下の区画にあつては1区画おきに設けること。
- (カ) 天井面が0.6 m以上段違いとなっている場合は、別の感知区域を設けること。
この場合、低い天井面の奥行きが3 m以上の場合は、別の感知区域とすること。
- (キ) 検出部に異なる空気管が平行して隣接する場合は、その相互間隔を1.5 m以内とすること。
- (ク) 一の検出部に接続する空気管の長さは100 m以下とすること。この場合、検出部に接続するリード用空気管も長さに含まれるものであること。
- (ケ) 空気管は、ステーブル等により確実に止められていること。また、バインド線等

- で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がされたものを使用すること。
- (コ) 壁体の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。
- (サ) 空気管は、途中で分岐しないこと。
- (シ) テックス又は耐火ボード等の天井の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう、天井面に露出して設けること。

ウ 差動式分布型（熱電対式）感知器

- (ア) 熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は1：4.5以内とすること。
- (イ) 熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。
- (ウ) 熱電対部の個数は、一の感知区域ごとに4個以上とすること。
- (エ) 接続電線は、ステーブル等により確実に止められていること。この場合、熱電対部には、ステーブル等がかからないようにすること。（第8-22図参照）



第8-22 図

- (オ) 壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

エ 差動式分布型（熱半導体式）感知器

- (ア) 感知区域ごとに、火災を有効に感知できるよう第6-8表で定める基準により設けること。

第8-8表

取付面の高さ		感知器種類	感知器の種別	
			1種	2種
8 m 未 満	耐火建築物	6.5 m	3.6 m	
	その他の建築物	4.0 m	2.3 m	
8 m以上 1.5 m未満	耐火建築物	5.0 m	○	
	その他の建築物	3.0 m	○	

○印の部分は8m未満の数値を準用する。

- (イ) 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は、一の検出部につき指定値以下とすること。

オ 定温式スポット型感知器

防火対象物の用途、内装、収容物等の状況により定温式2種の感知器を設けるとともに、火災を有効に感知できると認められる場合は、定温式2種の感知器を設けることができるものであること。

カ 定温式感知線型感知器

- (ア) 感知線の全長は、受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。

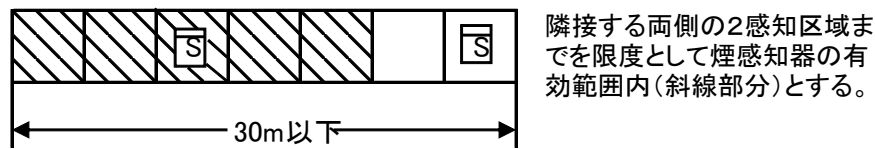
(イ) 1室に1個以上の端子板を設けること。

(ウ) 感知線は、ステーブル等により確実に止められていること。

キ 煙感知器（スポット型）

(ア) 廊下及び通路に設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が30m以下（3種にあっては、20m以下）とすること。この場合において、歩行距離が30mにつき垂直距離が概ね5m以下となるような勾配の傾斜路は、通路に準じて設けること。

なお、地階、無窓階及び11階以上の廊下、通路に1m以上の突き出したはり等がある場合は、第8-23図の例によること。



第8-23 図

(イ) エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離15mにつき1個以上を設けること。

(ウ) エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面図 1m^2 以上のものに限る。）は、最上部に2種以上の感度の感知器を1個以上設けること。

ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる。

(エ) 廊下、通路から階段に至る長さ10m以下の廊下（耐火構造で梁、垂れ壁等天井面より40cm未満に限る。）部分で次の（a）から（c）に適合するもの

（a）火気使用設備等が設置されていない部分（パイプスペース内にガス用品、液化ガス燃焼器具等の基準により安全性が確認されたもの（壁組込設置式ガス機器は、防火性能評定品として検査合格したもの）で、ガス機器の前面を鋼製の扉で覆ったものを設置する場合を除く。）

（b）廊下に面する開口部に防火設備（出入口においては常時閉鎖式防火戸、換気口は、ダンパー付）が設置され、かつ、開放型階段（昭和48年 消防庁告示第10号に適合する）に接続されている部分

（c）吹付け塗装等については、基材同等（耐火性能を有する）のものを使用されている部分

(オ) パイプシャフトその他これらに類する場所が2の階以下で完全に水平区画されている場合は、熱感知器とすることができる。

(カ) 低い天井の居室（天井高さが2.3m以下）又は狭い居室（概ね 40m^2 未満）に設ける場合は、出入口付近に設けること。

(キ) 維持管理について著しく人命危険を伴う場所には、光電式分離型感知器又は試験機能を有する熱感知器を設置すること。

ク 煙感知器（光電式分離型）

（ア）外光等の影響を受けないように設けること。

（イ）光軸が外れないように措置すること。

（ウ）感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設置する場合にあっては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持・管理・点検のために天井等に通路等を設ける場合にあつては、隣接する感知器の水平距離を1 m以内とすること。

（エ）非火災防止のため、設置場所の高さ、環境、感知種別等を考慮して設置すること。

ケ 多信号感知器

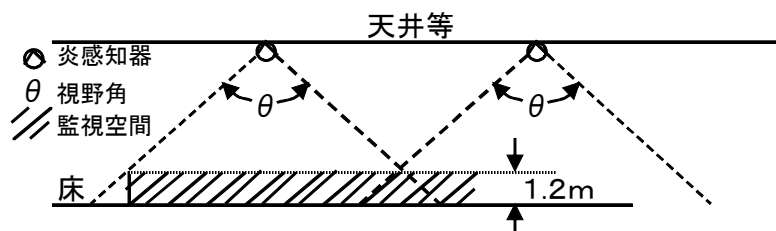
多信号感知器を設置する場合は、その種別によって決まる取付け面の高さが異なる場合、自動火災報知設備の感知器として使用する種別の範囲において該当する取付け面の高さの1番低い高さに設置できるものとする。

コ 炎感知器

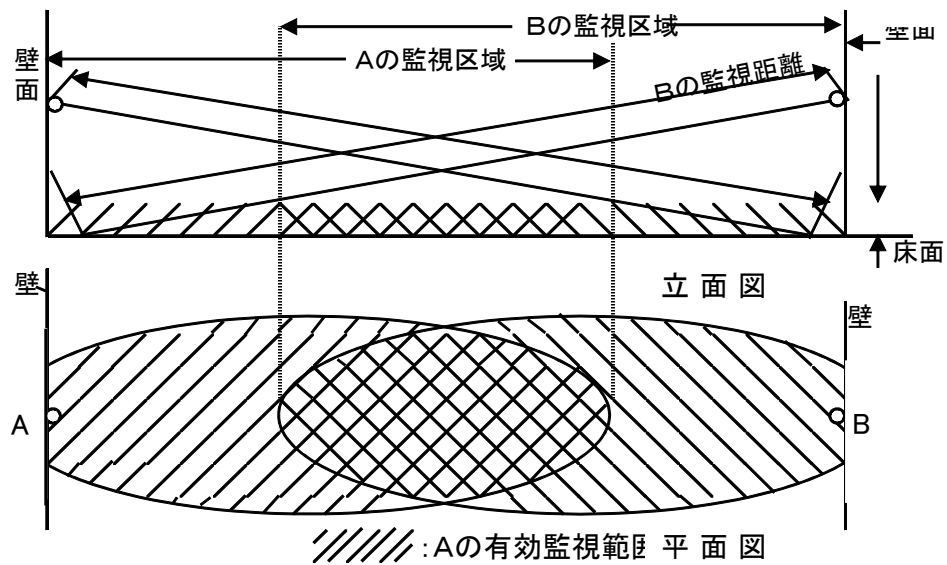
（ア）設置要領

省令第23条第4項第7号の4に定めるほか、次によること。

- a 室内に設けるものにあつては屋内型を、屋外に設けるものにあつては屋外型を設置すること。ただし、軒下、上屋の下部等で雨水等のかかるおそれのない場所に設置する場合は、屋内型を設けることができる。
- b 壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2 mまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。（第8-24図、第8-25図参照）



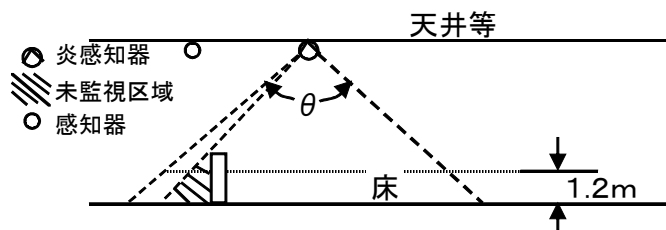
第8-24 図



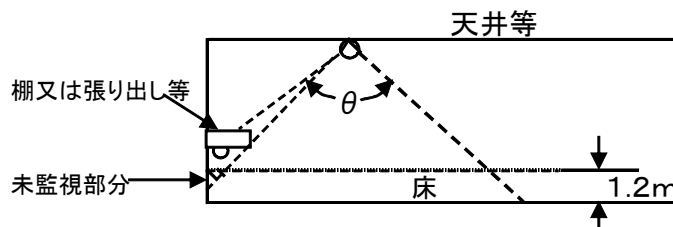
注1: 監視距離とは、監視空間の各部分から感知器までの距離をいう。
 注2: 監視範囲とは、1の感知器が監視することができる範囲をいう。

第8-25図

- c 監視空間内に1.2mを超える障害物がある場合及び1.2mを超える位置に棚等がある場合は、当該部分を監視する感知器を別に設置すること。
 (第8-26図、第8-27図参照)



第8-26図



第8-27図

- d ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間までの距離が、当該感知器の監視することのできる距離概ね2分の1以上となるように設置する。
- (イ) 省令第23条第4項1号ホに掲げる場所のほか、次に掲げる場所は、感知器の種類により非火災報を発するおそれがあることから、感知器の種類を考慮して設

置すること。

a 紫外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

(a) ハロゲン灯、殺菌灯及び電撃殺虫灯等が設置されている場所

(b) 屋外等で溶接の火花等の影響を受ける場所

(c) 火花を発生する機器等が設置されている場所

b 赤外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

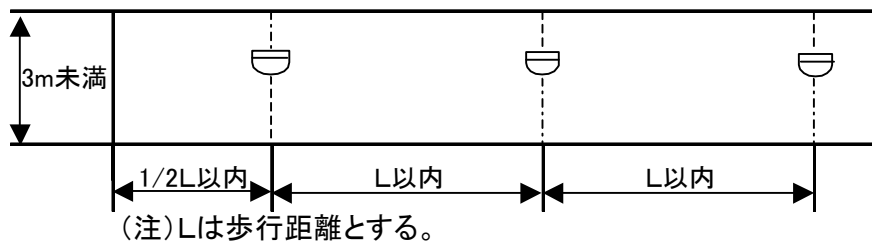
赤外線を発する機器が設けられ、当該機器により非火災報を発生させるおそれがある場所

(ウ) 省令第23条第5項第5号に定める場所で、炎感知器が障害物等により火災を有効に感知できない場合は、政令32条を適用して、光電子分離型感知器又は煙感知器を設置することができる。

第8-3表

感知器種別 建築構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	1.5m	1.3m	1.3m	1.0m
非耐火	1.0m	0.8m	0.8m	0.6m

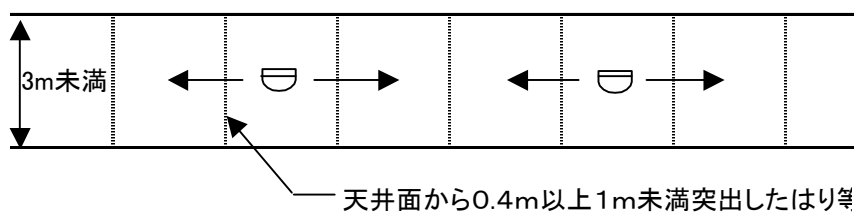
例



第8-4表

感知器種別 建築構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	2.0m	1.5m	1.5m	1.3m
非耐火	1.5m	1.0m	1.0m	0.8m

例



3 発信機

発信機については、省令第24条第1項第8号によるもののほか、次によること。

(1) 設置位置及び表示灯

ア 廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。

イ 発信機の押しボタンの位置は、床面から0.8m以上1.5m以下とすること。

ウ 発信機の直上部に常時点灯の赤色の表示灯を設け、その取付面と15度以上の角度となる方向に沿って1.0m離れた位置から点灯していることが明確に判別できるものとする。

エ 両端に位置する階段に至る廊下の長さが3.0mを超える場合は両端廊下出入口付近発信機設置を指導すること。

(2) 機器

ア 検定品であること。

イ 原則として受信機に適応するものであること。

(3) 設置方法

次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、防食型、防水型とするか又は適当な防護措置を施すこと。

ア 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

イ 可燃性ガス、粉塵等が滞留するおそれのある場所

ウ 開放廊下等で雨水等が侵入するおそれのある場所（屋外型発信機を設ける場合を除く。）

エ 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。

4 音響装置

音響装置は、次により設置すること。

(1) 設置位置

ア 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。

イ 外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。

(2) 設置方法

ア ベルの鳴動により、設備に振動を与えないよう設けること。

イ 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等には、音響装置及び副受信機等を設けること。

ウ 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で65dB（居室にあっては60dB）以上の音圧が確保できるよう配慮すること。

(3) 機器

- ア 地区音響装置の基準（平成9年消防庁告示第9号）に適合すること。
- イ 音圧は他の機器の騒音等と明らかに区別できること。
- ウ 塵埃、可燃性ガス、又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものを設けること。

(4) 鳴動方式

- ア 地区音響装置の鳴動方式は、次による場合を除き原則として全館一斉鳴動とすること。
- イ 省令第24条第1項第5号ハに規定する防火対象物にあつては、次によること。
 - (ア) 第1報の感知器が作動した場合は、第8-5表に示す鳴動方式とすること。

nF					
3 F	○				
2 F	◎	○			
1 F		◎	○	○	○
B 1 F		○	◎	○	○
B 2 F		○	○	◎	○
B 3 F		○	○	○	◎

(注) ◎印は出火階を示す。
○印は同時鳴動を示す。

GL

第8-5表

(イ) 新たに火災信号として次の信号を受信した場合には、全館鳴動に切り替わるものであること。

- a 第1報の感知器の警戒以外の警戒区域で感知器が作動した旨の信号
- b アナログ式自動火災報知設備等で、火災信号を個別、かつ、多段階に識別できる自動火災報知設備については、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度に達した旨の信号
- c 発信機からの信号

(ウ) 第1報からの感知器が作動し、前(ア)の方式による警報が鳴動してから、原則として4分経過した場合、前(イ)の新たな火災信号の入力がない場合でも自動的に全館鳴動に切り替わること。

(エ) 地区音響を放送設備のスピーカーの音声警報と連動させて鳴動させる場合は、第7非常警報設備。(2)カによること。

5 受信機

受信機は、次によること。

(1) 常用電源

- ア 交流電源
 - (ア) 電源の電圧及び容量が適切であること。
 - (イ) 電源電圧は、300V以下とすること。
 - (ウ) 定格電圧が、60Vを超える受信機の金属製外箱は、接地工事を施すこと。
 - (エ) 電源は、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知

設備と共用する場合でこれにより自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれのないときは、共用できることができる。

イ 蓄電池設備

蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、蓄電池設備の基準（昭和48年2月10日 消防庁告示第2号）に適合するものを使用すること。

(2) 非常電源

非常電源、配線等は、第3に定める非常電源の基準によるもののほか、次によること。

ア 非常電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次に定める施設とすること。

(ア) 低圧のものにあつては、引込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。

(イ) 特別高圧又は高圧による受電のものにあつては、変圧器2次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

イ 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下「非常用分電盤」という。）は、配電盤及び分電盤の基準（昭和58年消防庁告示第10号）によるほか、設置場所の応じて第1-2表により設置するものであること。なお、開閉器には消防用設備用である旨の表示を設けること。

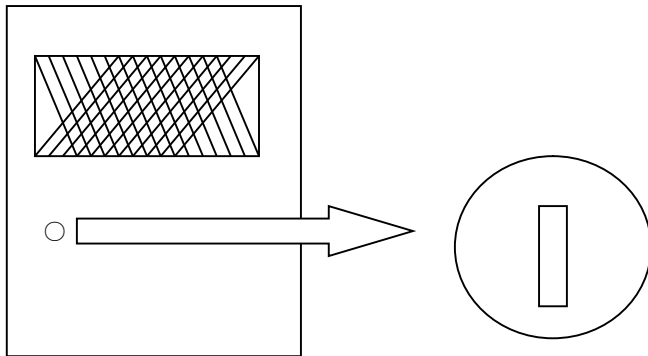
ウ 受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略できる。

(3) 設置場所等について

ア 1棟の建築物は、原則として1台の受信機で監視すること。ただし、同一敷地内に2以上の建築物がある場合等やむを得ない場合にあつては、主要建築物の管理人室等に主受信機（移報信号等により各棟の火災表示を行う。）を設け、各建物は次のイの設置方法によるものとする。

イ 自動火災報知設備の受信機の設置場所は、防災センター等（消防法施行規則第24条第2号ニ）に設置することとなっている。具体的には、守衛室等のその他常時人のいる場所であるが、守衛室及び建物関係者並びに管理者が当該建物に存在しない場合においては、誤報、火災が発生した際の消防職員の初動体制等により1階エレベーターホール、階段入り口付近への設置を認める。なお、その際は雨、風の影響の受けにくい、かつ、多数の者が目に触れやすい箇所（郵便受け隣等）に設置するものとし、より管理及び対応が容易に行える様、受信機の収納ボックスについては、次の第8-16図の通り統一する。

自火報受信機収納ボックス（防水型、防食性を有するもの）WP・SUS



第8-16図

ウ 温度又は湿度が高く、衝撃、振動が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所に設けないこと。

エ 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間（表参照）を設けること。

	前 面	側 面	後 方
自立型	2 m以上	0.5 m以上	0.6 m以上
壁掛型	1 m以上	0.3 m以上	

※ 操作上、点検上支障がない場合は、この限りでない。

オ 1つの対象物に、2以上の受信機を設ける場合にあつては、これらの受信機のある場所相互間で同時に通話できる設備（以下「同時通話装置」という。）を設けること。

なお、同時通話装置とは次に掲げるものをいう。

- (a) 発信機（P型1級、T型）
- (b) 非常電話
- (c) インターホーン

カ 放送設備が該当する防火対象物にあつては、増幅器等と併設すること。

キ 避難階、その直上階又は直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。

ただし、安全に避難でき、かつ、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に防火戸を設けた場合は、この限りでない。

ク 火気を使用する設備又は器具が設置されている箇所には設けないこと。

(4) 機 器

- ア 検定品であること。
- イ 一の表示窓で、2以上の警戒区域を表示しないこと。
- ウ 主電源は、原則として交流電源ですること。
- エ 増設工事が予想される場合にあつては、受信機に余裕回線を残しておくこと。

(5) 警戒区域

- ア 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。
- イ 表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されたいるか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。

- ウ 警戒区域の面積が500m²以下の場合で、警戒区域が2の階にわたる場合は、2の階にわたる警戒区域内のいずれかの部分に階段が設けられていること。
- エ 階段、傾斜路等にあつては、高さ45m以下ごとに一の警戒区域とすること。
- オ 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物で2以上ある場合は、それらの一から水平距離50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒とすることができる。ただし、頂部が3階層以上異なる場合には、別警戒区域とすること。
- カ 階数が2以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。
- キ 警戒区域は、防火対象物の防火区画等をまたがらないように警戒すること。

6 配線及び工事方法

(1) 電線

使用する電線（耐火又は耐熱配線を必要とするものを除く。）は、この工事の種別に応じ、第8-6表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有すること。

第8-6表

工事の種類	電線の種類	電線の太さ
屋内配線	J I S C 3 3 0 6 (ビニルコード)	断面図 0.75mm ² 以上
	J I S C 3 3 0 7 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.0mm以上
	J I S C 3 3 4 2 (600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	導体直径 1.0mm以上
	J C S 4 1 6 (600V 耐熱性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	導体直径 1.0mm以上
	J C S 4 1 7 (600V 耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	導体直径 1.0mm以上
	J C S 4 1 7 (600V 耐熱性ポリエチレンシースケープル (600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF))	導体直径 1.0mm以上
屋側又は屋外配線	J I S C 3 3 0 7 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.0mm以上
	J I S C 3 3 4 2 (600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	導体直径 1.0mm以上
	J C S 4 1 6 (600V 耐熱性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	導体直径 1.0mm以上
	J C S 4 1 7 (600V 耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	導体直径 1.0mm以上
	J C S 4 1 8 A (600V 耐熱性ポリエチレンシースケープル (600V 耐熱性ポリエチレンシースケープル (600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF))	導体直径 1.0mm以上
架空配線	J I S C 3 3 0 7 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 2.0mm以上の硬銅線※
	J I S C 3 3 4 0 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径 2.0mm以上
	J I S C 3 3 4 2 (600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	導体直径 1.0mm以上
	J C S 4 1 8 A (600V 耐熱性ポリエチレンシースケープル (600V 耐熱性ポリエチレンシースケープル (600V EM-EE, 600V EM-CE,	導体直径 1.0mm以上

	600V EM-EEF, 600V EM-CEF))	
地中配線	JIS C3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	導体直径 1.0mm以上
	JCS 418A (600V 耐熱性ポリエチレンシースケープル (600V 耐熱性ポリエチレンシースケープル (600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF))	導体直径 1.0mm以上
使用電圧60V以下の配線 ※ ※	JCS 469A (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (一般用 (AE, EM-AE), 屋内用 (オクナイAE, オクナイ EM-AE))	導体直径 0.5mm以上

備考 ※ は、径間が10m以下の場合、導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

※ ※は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げるJCS396以外の規格に適合する電線でそれぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものを使用できるものとする。

(2) 配線及び工事方法

配線及び工事方法は、次に適合すること。

ア 防護措置

落雷等による過電流、短絡又は断線及びその他の事故に対する措置として、配線に、次の防護措置を施すこと。

(ア) R型自動火災報知設備の配線は、各階ごと、かつ、3,000m²以下ごとに断路器を設け、短絡や断線が発生した場合でも設備全体に波及しないようにすること。

(イ) 感知器配線は、努めて次のイ 屋内配線の例によること。

イ 屋内配線

屋内配線工事は、次による金属管工事、合成樹脂工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、可とう電線工事又はこれらと同等以上の工事方法によること。

(ア) 金属管工事

- a 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 金属管は、JIS G8305 (電線管「鋼製」)に適合するもの又はこれらと同等以上の防食性、引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあつては、1.2mm以上の、その他にあつては、1mm以上であること。
ただし、継手のない長さ4m以下の電線管を乾燥した露出配線に施設する場合は、0.5mm以上とすることができる。
- c 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- d 金属管の屈曲部の曲率半径は、管内径の6倍以上とすること。
- e 管路は、できる限り屈曲を少なくし、1箇所のためみ角度を90度以下とすること。
- f 屈曲部 (直角又はこれに近い屈曲箇所をいう。) が3箇所を超える場合又は金属管のわたり長さが30m以上の場合は、電線の接続が容易に行えるような場所に、

プルボックス又はジョイントボックスを設けること。なお、ボックス内には水が浸入しないように措置を講じること。

- g 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合わせ及び締付けを十分行うこと。
- h 金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、十分絶縁させること。

(イ) 合成樹脂工事

- a 合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 合成樹脂管は、J I S C 8 4 3 0 (硬質ビニル管) に適合するもの又はこれらと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有すること。
- c 合成樹脂管相互及びボックスの接続は、管のさし込み深さと管の外径の1.2倍(接着剤を使用する場合は0.8倍)以上とし、堅ろうに行うこと。
- d 管の支持点間は、1.5m以下とし、管端、管のボックスの接続点又は管相互の接続点の支持点間の距離は、0.3m以下にすること。
- e 温度又は湿度の高い場所に設ける場合は、適当な防護措置を講じること。
- f 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等にあつては、適当な防護措置を講じること。
- g 壁体を貫通させる場合は、適当な防護措置を講じること。
- h その他、(ア)の金属管工事に準じて行うこと。

(ウ) ケーブル工事

- a ケーブルを造管材の面に沿って取付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2m以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないように取付けること。
- b ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないよう設けること。
- c 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等にあつては、適当な防護措置を講じること。
- d 壁体を貫通させる場合は、適当な防護措置を講じること。

(エ) 金属ダクト工事

- a 金属ダクト内には、電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に確認できる場合は、この限りでない。
- b 金属ダクトに収める電線の断面積(絶縁被覆を含む。)の総和は、ダクト内断面積の50%以下とすること。
- c 金属ダクト内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- d 金属ダクト内の電線を外部に引出す部分に係る工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とすること。
- e 金属ダクトは、幅が5cmを超え、かつ、厚さ1.2mm以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有すること。
- f 金属ダクトの支持点間の距離は、3m以下とすること。

g 金属ダクトには、さび止め等の防食措置を講ずること。

(オ) 可とう電線工事

a 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。

b 可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。

c 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等にあつては、適当な防護措置を講ずること。

d 可とう電線管相互の接続は、カップリングで行い可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続はコネクタで行うこと。

e 可とう電線管の支持点管の距離は、1 m以下とし、サドルなどで支持すること。

ウ 地中配線

(ア) 地中配線工事は、次により管路引入れ式、暗きょ式又は直接埋設式によること。

(イ) 管路引入れ式、暗きょ式及び直接埋設式共通事項

a 地中箱及び地中電線を取める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が浸入しにくい構造にすること。

b 地中箱の底部には水抜きを設けること。

c 火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3 m以上（特別高圧の電力ケーブルの場合は、0.6 m以上）離すこと。ただし、電磁的に遮へいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合はこの限りでない。

(ウ) 直接式による場合の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場所にあつては、1.2 m以上、その他の場所にあつては0.6 m以上とすること。

エ 架空配線

(ア) 支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱又は鉄塔のいずれかによること。

(イ) 木柱、コンクリート柱等の支持等は、根入れを支持物の全長6分の1とし、かつ、埋設深さは、0.3 m以上とすること。

(ウ) 支線及び支柱

a 支線は、その素線の直径が3.2 mm以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれらと同等以上の防食及び引張り強さを有するものを用い、素線は3条以上のより合わせしたものを使用すること。

b 支線と支持物は、堅固に取付けること。

(エ) 火災報知設備の架空電線（以下「架空電線」という。）と他の架空電力線等が接近又は交差する場合は、次によること。（第8－7表参照）

第8－7表

架空電線別		電 線 別	離 隔 距 離
他の架空電線別			
低圧架空電線	低圧絶縁電線又はケーブル	裸 線	0.6 m以上
		600V絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.3 m以上
	高圧絶縁電線又はケーブル	裸 線	※0.3 m以上
		600V絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.15 m以上
空 低 電 圧 線 架	裸 線	裸 線	(垂直距離) 6 m以上
		裸 線	※1 m以上
高圧架空電線 ※	高圧絶縁電線	裸 線	0.8 m以上
	高圧ケーブル	裸 線	6 m以上
	裸 線	裸 線 (垂直距離)	6 m以上
		裸 線	※1.2 m以上
		裸 線 (水平距離)	1.2 m以上

※印は、誘導障害がない場合にのみ。

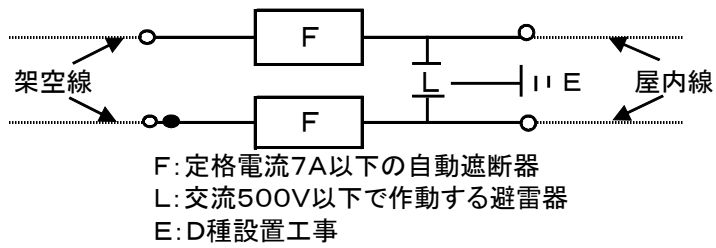
- a 架空電線と他の架空電線の支持物との距離は、低圧架空線路にあつては、0.3 m以上、高圧架空線路にあつては、0.6 m以上（電線がケーブルの場合は、0.3 m以上）であること。
- b 架空電線と建築物等の距離は、0.3 m以上であること。
- c 架空電線は、低圧架空線の上に設けないこと。ただし、施工上やむを得ない場合で、架空電線と低圧電線又は高圧電線と接近する場合で、架空電線と低圧架空線の上方に設ける場合にあつては、相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上とすること。
- d 架空電線の高さは、次によること。
 - (a) 道路を横断する場合は、地表上6 m以上とすること。
 - (b) 前(a)以外の場合は、地表上5 m以上とすること。ただし、道路以外の箇所に設ける場合は、地表上4 m以上とすることができる。
- e 架空電線と低圧架空線又は高圧架空線と供架する場合は、次に適合すること。
 - (a) 架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の下に設けること。
 - (b) 架空電線と他の架空線の離隔距離は、架空線が低圧架空線にあつては、0.7 m以上、高圧架空線にあつては、1.5 m以上とすること。
 - (c) 架空電線は、他の架空線により誘導障害が生じないように設けること。
- f その他の架空電線については、次によること。
 - (a) ちょう架用線は、亜鉛めっき鋼線（より線に限る。）とし、その太さは、第8-8表によること。

第8-8表

ケーブルの種類			ちょう架用の太さ (mm ²)
ケーブル	0.65 mm	10 PC以下	断面積 22
〃	0.65 mm	20 PC以下	〃 30
〃	0.65 mm	50 PC以下	〃 45
〃	0.65 mm	100 PC以下	〃 55

注 PC：線の対数

- (b) 架空配線は、がいし、メッセンジャーワイヤー等で堅ろうに支持し、かつ、外傷絶縁劣化等を生じないように設けること。
- (c) 架空電線の引込み口及び引出口には、がい管又は電線管を用いること。
- (d) 架空電線の架空部分の長さの合計が50 mを超える場合は、第8-17図に掲げる保安措置を設けること。ただし、架空配線が、有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が、接地された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。



第8-17 図

オ 屋外配線

- (ア) 金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取付ける場合、その支持点間の距離は、2 m以下とすること。
- (イ) メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に設ける場合は、十分に絶縁すること。

カ 接地

- (ア) 接地線は、導線直径1.6 mm以上のビニル電線又はこれらと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。
- (イ) 接地線には、ヒューズその他の遮断器を設けないこと。

7 その他

- (1) 共同住宅において延べ面積が2,000m²以上のものにあつては、共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成7年10月5日 消防予220号）4 その他（1）により適正な機能維持を図るため、住戸等の外部から感知器に係る機能の点検が可能な遠隔試験又は自動試験機能付の自動火災報知設備を設置するよう指導する。なお、運用については、下記のとおりとする。
- ア 特例規定の適用の有無に係わらず、住戸用・共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合には、建築構造上の要件を満たさなければならない。
- イ R型受信機（自動試験機能付、各感知器については固有信号あり）は、共同住宅用自動火災報知設備と同等として取り扱うことができる。その場合は、令第32条特例規定の適用により屋内消火栓設備を免除する場合には、共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例（平成7年10月5日消防予第220号）の建築構造上の要件を満たさなければならない。なお、4m²未満の押入れ等については、内装制限したものは、緩和できる。
- ウ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置する場合は、共同住宅用非常警報設備の発信機による出火階（警戒区域）の断定のみとなる。よって、初期消火の初動体制を確立するために出火の際に管理人室等に出火箇所が断定できる機器を設置するよう指導する。この場合に共同住宅用非常警報設備の操作部とは、P型2級の受信機とする。なお、共同住宅用自動火災報知設備による住棟受信機（P型1級）が設置した場合はこの限りではない。
- エ 共同住宅用自動火災報知設備を設置した場合において、開放性が確保されている1階駐車場については、自動試験（固有信号）を有しない感知器を設置することができる。
- (2) 屋上等に階段室等があり、下階の発信機までの歩行距離が15m以内で、かつ、非常ベル等により有効の報知できるものにあつては、政令第32条の規定を適用し、設置しなくとも良い。ただし、屋上部分に駐車場等（随時使用可能な業態）がある場合は、この限りでない。
- (3) メゾネット型共同住宅等の出入口がない階の住戸部分（最上階に限る。）の自動火災報知設備による発信機は、政令第32条の規定を適用し、当該メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける発信機（当該出入口がない住戸の各部分から歩行距離15m以内に限る。）によって、除けるものとする。なお、この場合は、非常ベル等により、出入口がない階の住戸部分に有効に報知できること。
- (4) 政令第21条第1項第3号イに掲げる防火対象物のうち、政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、次のア又はイに掲げる事項に全て該当するものについては、同項第1号に掲げる防火対象物の部分を除き、政令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができる。（ぬ）

ア 消防予第 595 号（平成 14 年 12 月 17 日）通知に基づく特例適用

- (ア) 平成 14 年 8 月 2 日（平成 14 年政令第 274 号の公布日。以下「基準日」という。）より前に建築された防火対象物であること。
- (イ) 延べ面積が 500 平方メートル未満であること。
- (ウ) 政令別表第一(1)項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が次に掲げる事項に該当すること。
 - a 特定用途に供される部分の存する階は、避難階（建基令第 13 条第 1 号に規定する避難階をいう。）であり、かつ、無窓階以外の階であること。
 - b 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150 平方メートル未満であること
 - c 全ての特定用途に供される部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに規定する出入口をいう。）に容易に避難できること。

イ 宜野湾市消防長による政令第 32 条に基づく特例適用

- (ア) 基準日より前に建築された防火対象物であること。
- (イ) 延べ面積が 500 平方メートル以上かつ 1000 平方メートル未満であること。
- (ウ) 政令別表第一(1)項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が次に掲げる事項に該当すること。
 - a 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150 平方メートル未満であること。
 - b 全ての特定用途に供される部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに規定する出入口をいう。）に容易に避難できること。
 - c 耐火建築物で、1 階と 2 階の間は耐火構造により区画されていること。なお、原則として、配管等が区画された床を貫通することは認められないこと。
 - d 区画を設けた部分の外壁に設けられた開口部は、幅 3.6m 以上離すこと。なお、幅 3.6 m 以内（最低 90 cm 以上離すこと。）に開口部を設ける場合は、防火設備によること。
 - e 2 階以上の階は、開放型廊下を経由し、屋外階段により避難可能であること。
 - f その他火災予防上支障がないこと。

※建築されたとは、基準日より前の消防法令基準により建築されたもの、または基準日より前に建物の使用を開始したものであること。

※基準日より後に、増築、改築、修繕、模様替え等の工事があっても、上記アまたはイの全てに該当するものについては、当該特例の適用を検討できるものであること。

※基準日時点の用途は問わないこと。

※当該規定における政令第 32 条の解釈について

政令第 32 条は、本来、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断するものであり、法令の施行日等により適用判断を区別するものではない。しかしながら、基準日以降を対象にすると、新築の防火対象物にも適用されることから、過度に発出する恐れがあること。

また、現行法令基準により建築され、自動火災報知設備を適正に設置している小規模複合用防火対象物に対して公平性が保てないことから、基準日を設けて当該規定の適用を判断することとした。

(5) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物で、次のア、イ又はウに該当するものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。

ア 次の事項全てに適合していること。

(ア) 昭和50年7月31日より前に建築された防火対象物であること。

(イ) 当該住戸と他の住戸とを区画する壁及び床を耐火構造とし、かつ、当該壁及び床には開口部が存しないものであること。

(ウ) 当該住戸と廊下、階段等の共用部分とを区画する壁を耐火構造とし、かつ、当該壁の開口部の面積の合計が概ね4平方メートル以下であること。

(エ) (ウ)の共用部分が不燃材料で造られたものであること。

(オ) (ウ)の開口部にそれぞれ特定防火設備又は防火設備を設けたものであること。ただし、開放廊下式の共同住宅の住戸と開放廊下とを区画する壁の開口部で、延焼の恐れのある部分以外の部分にあるものについては、この限りではない。

イ 次の事項全てに適合していること。

(ア) 平成8年9月30日より前に建築された防火対象物であること。

(イ) 主要構造部が耐火構造で、かつ、住戸、共用室(居住者の集会、遊戯等の用に供する室をいう。以下同じ。)、倉庫、機械室、電気室その他これらに類する室(以下「住戸等」という。)と他の住戸等とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(ウ) 住戸等と廊下、階段等の共用部分とを区画する壁を耐火構造とし、かつ、当該壁の開口部の面積の合計が1の住戸等につき概ね2平方メートル以下であること。ただし、これにかかわらず住戸等の主たる出入口及びバルコニーその他これらに類するものからそれぞれ異なる経路により地上又は避難階へ避難(以下「二方向避難」という。)することができ、かつ、住戸等の主たる出入口が直接外気に開放されている廊下、階段等に面する住戸等(以下「二方向避難・開放型住戸等」という。)のうち、次のaからfに適合する共用室にあっては概ね8平方メートル以下、その他にあっては概ね4平方メートル以下とすることができる。

a 共用室とその他の部分とがcの開口部を除き耐火構造の壁及び床で区画されていること。

b 共用室の壁及び天井(天井がない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであること。

c aの区画する壁の開口部及び当該開口部に設ける防火戸は、規則第13条第1項第1号ハ及びニの規定(当該規定中の開口部面積については「概ね」とする。)に適合するものであること。

- d 共用室から2方向避難することができるものであること。
- e 共用室の床面積が200平方メートル以下であること。
- f ストーブ等の火気使用設備又は器具（密閉燃焼方式等転倒及び着火の恐れがないものを除く。）が設けられていないこと。

(エ) (ウ) の壁の開口部は、1カ所概ね2平方メートル（(ウ) の共用室にあつては概ね4平方メートル）以下とし、特定防火設備又は防火設備（主たる出入口部分に設けられるものは、常時閉鎖式のものの。）を設けたものであること。ただし、直接外気に開放されている廊下、階段等に面する住戸等の概ね1平方メートル以下の開口部にあつては、この限りでない。

(オ) (ウ) の共用部分の壁及び天井の仕上げが、不燃材料であること。

(カ) 住戸等の外壁の開口部とその直上階の住戸等の外壁の開口部との間は、幅90センチメートル以上の耐火構造の壁又は外壁面から50センチメートル以上突出した耐火構造のひさし、バルコニーその他これらに類するもので防火上有効にさえぎられていること。

(キ) 次のaからcのいずれかに該当すること。

- a 住戸等のすべてが「二方向避難・開放型住戸等」であるものの10階以下の部分。
- b a以外のもので、その住戸等のすべてが二方向避難することができる住戸等であるものの6階以下の部分。
- c a及びb以外のもので、そのすべての住戸等の主たる出入口が直接外気に開放されている廊下に面し、かつ、当該廊下から地上又は避難階に通ずる直通階段（直接外気に開放されているものに限る。）が2以上設けられているものの6階以下の部分。

ウ 次の事項全てに該当すること。

- (ア) 平成8年9月30日より前に建築された防火対象物であること。
- (イ) 建物全体に非常警報設備が設置されていること。
- (ウ) 当該住戸と他の住戸とを区画する壁及び床を耐火構造とし、かつ、当該壁及び床には開口部が存しないものであること。
- (エ) 当該住戸と廊下、階段等の共用部分とを区画する壁は耐火構造であること。
- (オ) (エ) の共用部分が不燃材料で造られたものであること。
- (カ) (エ) の開口部にそれぞれ特定防火設備又は防火設備を設けたものであること。ただし、開放廊下式の共同住宅の住戸と開放廊下とを区画する壁の開口部で、延焼の恐れのある部分以外の部分にあるものについては、この限りではない。
- (キ) 住戸部分の寝室、台所に住宅用火災警報器が設置されていること。

※上記ア、イについて、自動火災報知設備を免除した場合であっても、建物全体の収容人数が50人を超える場合は、非常警報設備の設置が必要になること。

※建築されたとは、基準日より前の消防法令基準により建築されたもの、または基準日より前に建物の使用を開始したものであること。

8 備考

感知器の取付け面積の高さと種別

感知器の種別 取付け面の高さ	差動式		補償式		定温式		イオン化式 光電式			光電式			
	スポット型		分布型		スポット型		スポット型			分布型			
	1種	2種	1種	2種	1種	2種	特殊	1種	2種	1種	2種	3種	
4m未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4m以上8m未満	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
8m以上15m未満			○	○						○	○		○
15m以上20m未満										○			○

○:使用できる

感知器の設置個数と取付方法

差動式スポット型・定温式スポット型・補償式スポット型(規則第23条第4第3号関係)

感知器の種類		差動式 スポット型		補償式 スポット型		定温式スポット型			取付方法
取付面の高さ・構造		1種	2種	1種	2種	特殊	1種	2種	
4m 未満	主要構造部を耐火 構造とした防火対象	90m ²	70m ²	90m ²	70m ²	70m ²	60m ²	20m ²	感知器下端は、取付 面(天井)から0.3m 以内の位置に設置
	その他の構造の防 火対象物	50m ²	40m ²	50m ²	40m ²	40m ²	30m ²	15m ²	
4m 以上 8m 未満	主要構造部を耐火 構造とした防火対象	45m ²	35m ²	45m ²	35m ²	35m ²	30m ²		換気口等の吹出口か ら1.5m以上離れた 位置に設置
	その他の構造の防 火対象物	30m ²	25m ²	30m ²	25m ²	25m ²	15m ²		
感知区域はそれぞれ壁又は取付面から0.4m突出したはり等によ 区画された部分ごとに別の感知区域として設置する。									取付面に対し45度以 上傾斜させないよ うに設置(45度以上座 板必要)

煙感知器(光電式分離型を除く。)(規則第23条第4項第7号関係)

設置方法	<p>はりの深さが0.6m以上突出している場合は(廊下・通路に設置する場合除き)はりで囲まれた感知区域ごとに設置する。 感知器の下端は取付面の下方0.6m(熱電対の場合は0.3m)以内の位 に設けること。 感知器は、壁又ははり等から0.6m以上離れた位置に設ける。 天井の低い居室(2.3m以下)又は狭い居室(約40m²未満)にあつては、 出入口付近に設置する。 廊下の幅が1.2m未満のため壁から0.6m離れた位置に煙感知器を設け ことができない場合は、廊下の幅の中心天井面に設ける。 廊下・通路にあつては歩行距離30m(3種の感知器は20m)につき1個以 の個数を設けること。 廊下・通路から階段に至るまでの歩行距離が10m以下の場合、その順 通路の部分に感知器の設置を省略してよい。(ただし、階段には感知器は必 階段及び傾斜路にあつては、垂直距離15m(3種の感知器は10m)につ 1個以上の個数を設けること。</p>		
設置個数	階段・傾斜路・通路・廊下以外の感知器については次の表で定める床面 につき1個以上の個数を有効に設けること。		
	取付面の高さ	感 知 器 の 種 別	
		1種及び2種	3種
	4m未満	150m ²	50m ²
	4m以上20m未満	75m ²	